

「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正決定に関する新潟地方最低賃金審議会答申に対する異議受付のお知らせ

新潟労働局長は、本年8月22日、新潟地方最低賃金審議会（会長 村山 六郎）に対し「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金」の改正について諮問を行いました。同審議会は10月30日、同最低賃金を現行859円から18円引き上げて877円とするとの結論に達し、答申を行いました。

この答申について異議がある場合は、本年11月14日までに異議の内容及び理由を記載した「申出書」を提出して下さい。

異議の申出ができる方は、新潟県内で自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）です。

申出書の提出先

新潟労働局長
〒950-8625
新潟市中央区美咲町1丁目2番1号
新潟美咲合同庁舎2号館3階
新潟労働局労働基準部 賃金室
(電話 025-288-3504)